

京大タテカン訴訟ニュース

第9号 2023年5月16日

Kyoto Univ. Labor Union / Established in 1948

第9回口頭弁論が開かれる

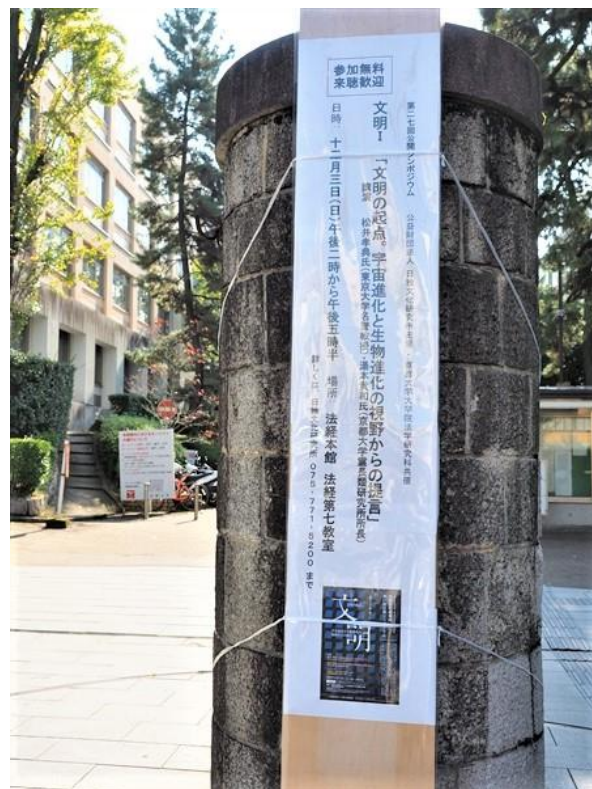
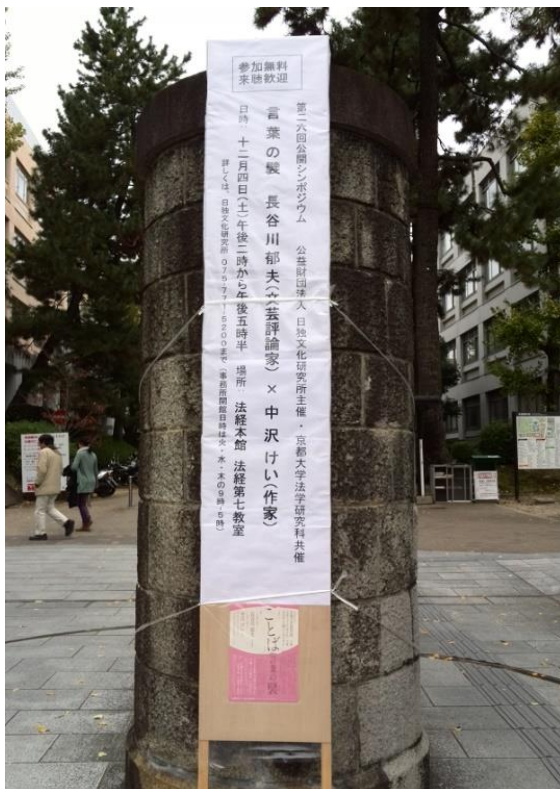
概要 2023年3月13日11時00分から、京都地方裁判所 101号法廷において、京大職組を原告、京都市および京都大学を被告とする損害賠償請求訴訟の第9回口頭弁論が開催されました。今回は、京都市による京都大学法人に対する行政指導の記録について、原告側が裁判所に申し立てていた文書送付嘱託が却下されるという残念な結果がありました。

以前にもご報告しましたとおり、行政指導の内容がわからなければ、被告両名のいずれがどれだけの責任を負うべきなのかの判断が不可能ですので、内容を開示させないのであれば、両名が全体について共同不法行為の責任を負うとする原告の主張を認めるほかないと思われまます。しかし、裁判官は交代する予定なので、後の事態の責任をとる意思なく申立を却下したものと推測されます。

情報の隠蔽は許されない しかし、これらの行政

指導の根拠となっているのは京都市条例であり、屋外広告物の取扱いが問題となっているのですから、個人情報や営業秘密のように秘匿されなければならない内容はないはずです。

そこで、原告側は、これらの行政指導の記録につき、京都市と京大法人に対して、それぞれ、組合役員を主体とする個人情報開示請求と、一般に認められている保有文書開示請求との両方を行うことにしました。同じ記録に対する開示請求は、すでに、京大の学生によって行われたことがあり、そのときは実質的な部分がすべて「黒塗り」の状態でも回答されました。しかし、今回の原告メンバーを主体とする請求はまだ行われていませんでしたので、個人（行政指導当時の組合の委員長など）にかかわる内容が含まれていたのかどうかを知る目的にも基づいて、改めて4通の請求を行った次第です。現時点までに、結果が確定していませんので、そのご報告は次のタテカン訴訟ニュースに掲載させていただきます。



◀ 2016年と2017年に百万遍門に掲示した公開シンポジウムのタテカン。法人施設部職員にも設置について連絡し了解を得ていた。今ではこの場所にも正門にも、国際学会の大会の看板すら出せなくなっている。(筆者撮影)

被告側の問題点

労働法上の問題 2018年5月のタテカン一斉撤去に先立って、京大法人が撤去の根拠を原告に述べたことは一度もありませんでした。そもそも、立看板規程は学生のタテカンを対象にしているようにしか読めません。労働組合は公認サークルではありませんから、学生用の代替設置場所を利用することもできないのです。

また、撤去前に、条例の面積制限の解釈が法人から述べられたことも一度もありません。いわんや、制限面積内で何をどこまで掲示するかについて話合いの機会が与えられたことももちろんありません。

面積の話は撤去後に組合が申し入れて実施された団体交渉の中で初めて出てきたものであり、しかもその内容は回によってまちまちでした。制限面積内の掲示は可能であるにもかかわらず、団体交渉の最後には法人側が「交渉の余地はない」と断言する始末でした。

団体交渉の中では担当理事が、組合のタテカンの掲出は労使慣行として確立していたと明言しており、録音もあるのですが、裁判で京大法人は、その発言は労使慣行が確立していた根拠にならないとし、団体交渉の意義を否定するかのよう主張しています。

このような態度はいずれも、組合の権利を不当に侵害するものです。

憲法上の問題 景観保護条例が道路を利用する人からの見え方を問題とするのであれば、道路沿いの規制は距離に応じた面積制限でなければなりません。しかし今被告側が主張する規制は、敷地の大きい京都大学が不合理に差別される内容であり、かつ、景観保護を理由とする表現の自由の制約として過度のものになっています。そもそも、タテカン文化は条例ができる前から京大のシンボルの1つでもありました。学会の看板も学生の看板も組合の看板もない景観は、大学の町京都にふさわしい景観なのでしょうか。

また、タテカンの所有者は組合や学生など、これを制作している人です。最高裁判例は、選挙違反のポスターであっても器物損壊罪の処罰による保護対象になるとしてあります（最決昭和55年2月29日刑集34巻2号56頁）。危険源になっていないタテカンを所有者の許諾なく持ち去ることはできないはずです。条例は敷地の所有者とタテカンの所有者とが

異なる場合の扱いを定めておらず、市民に行動の指針を示していません。

不合理な差別のために援用されている「区画」ごとの面積制限においても、条例に「区画」の定義がないため、憲法に合う解釈ができるのかどうかすら、不明です。

また、憲法では経済的自由よりも精神的自由を重視すべきだと考えられていますが、元来商業広告が京都の景観を害することが問題とされ制定された条例にあって、労働組合の掲示はその価値が（他の非営利広告と並んで）条文の明文の文言で言及されています。それなのに原告のタテカンが商業広告と全く同じ扱いになっているのはどういうわけでしょうか。

今後の予定

弁護団会議での検討をふまえ、原告は、被告側の主張が原告の質問に対する応答になっていないことなどについてさらに書面を提出します。

次回の口頭弁論は、**2023年5月25日（木）11時00分**から京都地裁101号法廷で行われます。

報告集会は、口頭弁論後に、京都弁護士会館3階会議室にてオンラインと対面の併用で実施いたします。前回と同じ建物ですが、地下1階ホールではないのでご注意ください。

ぜひ、引き続いてのご注目と応援をよろしく願います。

（文責・クラウドファンディングプロジェクト代表
・副委員長 高山佳奈子）



▲ 2023年3月12日 筆者が今出川通から撮影した大学法人のタテカン。11月祭タテカンと同じく道路に向けられている。